

国立大学法人奈良教育大学企画・評価室要項

平成24年2月16日  
制 定

改正 平成24年 3月22日規則第22号  
改正 平成25年 9月26日規則第22号  
改正 平成27年 7月29日規則第39号  
改正 平成29年 2月16日規則第 3号

(設置)

第1条 国立大学法人奈良教育大学学則(平成16年奈良教育大学規則第1号)第12条第3項の規定に基づき、国立大学法人奈良教育大学企画・評価室(以下「企画・評価室」という。)を置く。

(任務)

第2条 企画・評価室は、次に掲げる事項に関し、資料の収集・分析及び企画・立案を行う。

- 一 将来構想の原案の作成に関する事。
- 二 中期目標・中期計画の原案の作成に関する事。
- 三 年度計画の原案の作成に関する事。
- 四 組織評価の実施及びまとめに関する事。
- 五 外部評価及び相互評価に関する事。
- 六 大学運営に関する事。
- 七 その他、本学の将来に係る重要事項に関する事。

(組織)

第3条 企画・評価室は、次の各号に掲げる室員をもって組織する。

- 一 副学長(企画担当)
- 二 学長補佐(企画担当)
- 三 学長補佐(評価担当)
- 四 学長が指名する教員 4人
- 五 事務局長
- 六 企画連携課長
- 七 学長が指名する者 若干名

2 前項第四号及び第七号の室員は、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第四号及び第七号に掲げる室員の任期は、室長の任期の範囲内における2年以内とし、再任を妨げない。ただし、室員に欠員が生じた場合に補充された室員の任期は、前任者の残任期間とする。

(兼任の禁止)

第5条 第3条第1項第四号に掲げる委員は自己評価委員会、財務委員会、施設整備委員会、学術研究推進委員会、人事委員会、教務委員会、教育実習委員会、学生委員会の「教授会において選出された者」として選出される委員を兼ねることはできない。

(室長)

第6条 企画・評価室に室長を置き、副学長（企画担当）をもって充てる。

(室員会議)

第7条 室員会議は、室長が議長となり、運営を行う。

(専門部会)

第8条 室員会議は、必要に応じて、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関して、必要な事項は、別に定める。

(ワーキンググループ)

第9条 室員会議は設置期間限定のワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループに関して、必要な事項は別に定める。

(室員以外の者の出席)

第10条 室員会議は、必要に応じて、室員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報告)

第11条 企画・評価室において成案を得たときは、学長に報告する。

(教員の負担軽減)

第12条 室員である教員に対しては、学長が必要と認めた場合、負担軽減の措置を行う。

(事務の処理)

第13条 企画・評価室に関する事務は、企画連携課において処理する。

(雑則)

第14条 この要項に定めるもののほか、企画・評価室の運営に関し必要な事項は、室長が定める。

附 則

この要項は、平成24年3月27日から施行する。

附 則（平成24年規則第22号）

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第22号）

この要項は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第39号）

この要項は、平成27年7月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成29年規則第3号）

この要項は、平成29年4月1日から施行する。